

困難な問題を抱える女性への支援 に関する検討会(第2回)	
令和8年9月2日	資料1

令和8年9月2日

困難な問題を抱える女性への支援に関する検討会(第2回)ヒアリング資料

女性相談支援センター所長全国連絡会議
会長 高岸 聡子

1 市町村の役割・責務の明確化について

【現状と課題】

- ・困難な問題を抱える女性の支援にあたり、都道府県としてできることは女性自立支援施設への入所等に限られ、生活保護の受給や母子生活支援施設への入所等、他法他施策を活用した市町村の施策や取組に負うところが大きい。
- ・新法施行後、10代や高齢、障害、貧困など様々な困難を抱える女性の相談及び一時保護が増えている。支援対象者の自立支援に必要な福祉制度の利用に関して、支援の実施主体である市町村から積極的な支援が得られず、支援に時間を要している。特に居所を転々とする方や、これまで障害等の福祉制度を活用していなかった方など今後各福祉担当課との連携が必要な方について、援護の実施主体が決まらず苦慮している。
- ・困難女性支援、一時保護となった女性の自立支援においては、生活保護、高齢者福祉、障害者福祉等、市町村の支援が欠かせない。しかしながら、女性支援事業についての理解が十分でなく、一時保護となった後は市町村の主体的な動きになりにくい。このため、一時保護の後、適切な支援につながりにくく保護も長期化してしまうことがある。自治体内の理解や連携も十分ではなく、市町村に女性相談支援員が配置されていなかったり、配置されていても、その機能が十分に活かされていないケースも散見される。
- ・困難な問題を抱える女性の支援には、様々な福祉施策の権限を持つ市町村による支援は不可欠である。しかしながら、現状では、市町村の女性支援に対する認識やスキル、人員体制や財源等における格差が大きい。
- ・市町村の役割・責務が明確化されておらず、女性相談支援員の配置が任意のため、多くの支援施策の権限をもつ市町村の取組に格差が生じている現状がある。
- ・市町村における女性支援の窓口については、依然として窓口自体が設置されていなかったり、設置されているにも関わらず分かりにくいことが多い。
- ・一部の市町村では独自施策として、緊急で女性や母子を一時的に保護できる施設を確保し、活用しているが、実施の根拠や女性相談支援センター一時保護所との役割分担などについて、女性支援法や関係政省令、通知には位置づけられておらず、実施に対する国からの財政支援もない。

【方向性】

- ・地域住民にとって最も身近な行政機関である市町村において、女性支援が主体的に実施されるよう、女性支援法において、女性支援の実施を市町村の役割として明確に規定する。
- ・市町村における格差を是正し、女性支援が適切かつ円滑に行われるよう、法律によって市町村の役割と責務を明確にするとともに、財源を確保するなど、地域住民にとって身近な市町村が主体的な支援にあたることのできる仕組みづくりを進める。

(十分な財源措置、人材育成支援、広域連携の仕組みをセットで整備することが必要)

- ・市町村計画の策定や市町村への女性相談支援員の設置を義務化するとともに、困難女性支援やDV被害者支援の担当部署や窓口を明確にし、市町村内部の部局間調整や業務連携を円滑にするための支援調整会議も必ず設置する等、市町村の役割や責務を明確化し、主体的な取組を促す。
- ・支援調整会議については、市町村に既に設置されている諸会議体との合同開催等の効果的な運用を図るとともに、個人情報の共有を含め、適切な運営がなされるよう配慮する。
- ・市町村における計画策定や女性相談支援員設置の義務化など相談支援体制の整備促進に取り組むとともに、必要な財源措置を講じ、市町村間格差の解消を図る。
- ・積極的・主体的に支援に関わることができるよう市町村の役割・責務を明文化し、連携・協働体制についての指針を示す。
- ・居所不定者等に係る援護実施主体の考え方を明確化するとともに、一時保護段階から市町村が主体的に関与し、生活保護、障害福祉、高齢福祉等の各制度との連携を円滑に行える体制を整備する。
- ・市町村の緊急保護施策について、女性相談支援センター一時保護所との役割分担を整理したうえで、必要な財源を国として措置することにより、都道府県と市町村がそれぞれの役割を適切に果たせるようにする。
- ・市町村の女性相談支援員は少人数で業務に取り組むことが想定されるため、基本的な女性支援の考え方や業務処理の進め方などについても気軽に相談できるよう、全国的なヘルプデスク機能や都道府県のバックアップ体制の確保などを検討する。
- ・都道府県女性相談支援センターを女性支援を推進するための中核拠点として位置付け、市町村に対する助言、スーパーバイズ、人材育成及び困難事例支援等の役割を果たしていく。このため、基本方針やガイドラインにおいて都道府県の役割を明確化する。
女性相談支援センター設置要綱において新たにスーパーバイザーの役割を担う統括相談職員の設置を規定するなど、市町村へのスーパーバイズを行うための体制を確保する。

2 他法・他施策との関係性の整理

【現状・課題】

(他法他施策優先の見直しの弊害)

- ・令和元年7月に「婦人保護事業の運用面における見直し方針について」を踏まえて関係通知が改正され、他法他施策優先の文言が削除されたが、高齢者、障害者の支援についての一時保護はじめ女性支援事業での対応には限界があり、調整にも苦慮することが多い。
- ・令和元年の婦人保護事業の運用面における見直し以降、「他法他施策優先の取り扱いの見直し」の方針が、女性支援法にも引き継がれているが、精神疾患・障害、知的障害や、高齢福祉の専門的支援につながることが望ましい方が、適切な専門領域の支援につながりにくくなる弊害が発生している。
- ・高齢者や障害者、生活困窮などは、すでに既存の制度やサービスが充実しており、流れや仕組みが整っている。新法により、これまで制度から漏れていた人たちに、幅広く支援が行き渡ることは意義があることではあるが、困難な問題の主たる要因が高齢や障害などであれば、これまで培っているノウハウやスキルを持った専門性の高い機関が、中心となって支援を行っていくことが円滑に進むと思われる。支援している側としてもセンターの役割や位置づけに戸惑うことがある。

- ・市町村女性相談支援員より、新法施行後、他部署(精神、高齢者)から「困難女性」であることを理由に、精神科未治療、障害者施設の十分な検討なく、女性支援員に業務を振り分けられ苦慮されている様子を聞いており、一定の基準は必要と思われる。

(現在地主義と実施責任の考え方の整理)

- ・女性支援は現在地主義であるため、住民登録がない要支援者の支援においては、発生地の自治体では各福祉施策との連携において、他自治体と連携分担して女性支援を行う必要がでてくるため負担感が大きく、ともすれば発生の解釈において双方の認識がすれ違う等調整に時間と労力が余計にかかる場合もある。

(施設所在自治体への負担の集中と住所地特例の導入)

- ・一時保護利用者及び自立支援施設入所者への生活保護の実施や自立支援にあたって障害者福祉サービス利用などを検討する場合、実施主体の市町村によって取り扱いが異なり、支障が生じている。

【方向性】

(他法他施策との役割分担)

- ・女性支援事業と他法他施策との役割分担の考え方や支援連携体制などを整理し、適切に支援できる体制を整備していただきたい。
- ・他法他施策活用の権限が女性支援にはないため、高齢者や障害者等を受け入れたものの市町村等との支援調整が円滑に進まず、支援に支障が生じる場合がある。適切な支援のため、女性支援事業と市町村がもつ関係施策との役割分担の考え方や、協力・連携体制について整理する必要があると考える。
- ・「他法他施策との役割分担の考え方」をしっかりと整理し、市町村女性相談支援員が円滑に業務を遂行できるよう環境整備を行うことが必要。
- ・例えば、女性支援法における「他法他施策優先の除外」は、緊急保護等の緊急対応にある程度限定し、必要に応じて速やかに望ましい専門支援領域に繋ぐことを区市の役割として明記する。

(現在地主義と実施責任の考え方の整理)

- ・支援対象者が重なる他制度との調整や協働について整理する必要がある。特に高齢者・障害者について、支援対象者に最適な支援という観点から迅速に支援が調整できるよう、女性支援と高齢者支援、障害者支援の担当部署とが速やかに調整できる協議の場の設定、それぞれの制度の枠組みにより相談者や被害者への支援を適切に行っていくことを通知等で明確に示すことが必要。
- ・女性支援が現在地主義であるのに対して、住所地が実施機関となる制度があるなど、支援の適用ルールが異なるため支障が生じている。DV 避難ケースなどの場合は、住所地以外でも精神保健(保健所)の支援が柔軟に受けられるようにするなど、現在地主義を原則とする女性支援において支障が生じないよう、国において実施機関の考え方の整理・統一化を図っていただきたい。

(女性自立支援施設への住所地特例の適用)

- ・女性支援は現在地主義であるが、施設所在地の市町村への負担が大きいことから、女性自立支援施設については、入所時に担当した自治体が退所するまで継続して支援ができるよう、住所地特例の対象施設とし、入所時に担当した機関が、施設を退所するまで一貫性のある継続した支援

ができるようにする。

3 多様な支援対象者に対応できる施設の確保(一時保護・施設の利用促進)

【現状・課題】

- ・女性相談支援センターは、新法施行後も引き続き、加害者からの追跡のおそれのある対象者の安全確保のため、秘匿性を維持した対象者への支援及び他機関との連携を、最大限の注意を払って運営してきている。
一時保護の調整をする中で、他の支援を検討する余地のある対象者や避難を希望しない対象者には、本人の意向も踏まえながら、他法他施策の活用も含めた支援を検討することにより、結果として一時保護ではない選択がなされる場合も一定程度ある。
- ・一時保護所と女性自立支援施設を併設し、DV被害者の安全確保のため、所在地を秘匿しており、入所者の多様なニーズに応じた自立支援が困難となっている。
- ・多様な支援対象者に対応できるよう、秘匿の必要性の高い対象者とは別の支援体制(社会とのつながりを維持することが重要な対象者に適切な支援を提供できる体制)が必要であり、より実践的、効果的な体制の整備について苦慮している。
- ・若年女性の場合、スマートフォンを手放すことで精神的に不安定な状態となったり、共同生活をした経験がなく、個室化されていないことが入所忌避につながるケースもあるため対応に苦慮している
- ・秘匿性を必要としない女性の一時保護や、男児を含む同伴児が4人以上いるなど大人数のため一時保護所の居室や一時保護委託先でも対応できないなど、多様な支援対象者に応じた対応ができず苦慮することがある。
- ・女性自立支援施設では、本人が就労等により収入を確保し、自立を促進することが前提の支援体制になっている。
- ・女性自立支援施設に入所し、心身の回復を図るための医療的援助は、福祉事務所に生活保護の医療扶助の申請により可能であるが、生活扶助は対象外であり、スマホ代等を得るためには就労が必須となっている。
- ・女性支援法施行後も制度の建付けは変更がなく、一時保護や女性自立支援施設については都道府県による措置決定に基づく利用となっている。利用対象者は要保護女子から幅広い困難な問題を抱える女性へと拡大されたが、公平・公正な制度運用という面で判断が難しく、自治体によって判断にばらつきが出ている可能性がある。

【方向性】

- ・秘匿の必要性の高い対象者への支援については、他に安全確保の手段がない場合が多いこと(非代替性)、生命の危険に直結する恐れがあること(緊急性・危険性)から、24時間365日対応で、公的支援として実施していくことが必要。利用促進を進めた結果、秘匿の必要性の高い対象者の受入れに支障が生じないようにする必要がある。
対象者の置かれた状況を整理し、他法他施策の活用も含めた本人主体の選択がなされるよう、関係機関と丁寧な調整を行うことも重要な役割である。
- ・一時保護所と女性自立支援施設の併設施設では、DV 被害者等の安全確保と困難女性の多様な支援ニーズ対応の両立が困難であることから、施設のあるべき姿等を整理した上で、施設基準等の明確化・対策を講じるための財源を確保する必要がある。
- ・DV 被害者等の安全確保を図る秘匿型支援と、多様な支援ニーズに対応する支援とを両立できる

よう、一時保護のあり方及び施設類型の整理を行い、地域の実情に応じた施設運営ができるよう施設基準の見直し及び財政支援の充実を図ること。

- ・「支援対象者の状態に応じた複数の一時保護所や委託先」の確保のため、分離して保護できる体制整備（既存施設の改修・増築、民間施設の借上等）とそのための財源確保が必要
- ・多様な支援対象者に対応できる施設、支援体制についての先行事例（対象者像、支援体制、施設環境面等）等のモデルが必要。
- ・施設を分離するという方向性が現実的ではない場合もあるため、地域の状況を踏まえた対応方法の工夫が必要
- ・一部の都道府県や市町村では、一時保護の代替施策として、利用者に対するホテル代補助などを実施している。携帯電話利用の制限がなく、生活上の制限も緩やかであるため、有効に機能する場合もあると考えられる。このような取組の有効性を国において検証し、自治体に対する財政支援などを検討していただきたい。
- ・ホテルやゲストハウス等を一時的な避難先として利用する等の一時保護委託以外の避難の柔軟な運用の検討と財源の確保が必要。
- ・女性自立支援施設が、法や基本方針における役割を担うためには、職員配置を拡充するとともに、入所中の医療費や生活費（スマホ代等）等の給付を含めて、必要に応じた支援ができるような制度化を検討する必要がある。
- ・女性自立支援施設について、措置の対象者、措置決定の考え方、入所継続の判断基準及び利用期間の考え方等を整理し、全国で公平・公正な制度運用が図られるよう明確化することが必要。

4 妊娠出産期の女性への支援

【現状・課題】

- ・現状では、単身妊婦の一時保護委託による母子生活支援施設での中長期的利用は難しいため、女性相談支援センターで一時保護をし、出産後移行している。妊産婦等生活援助事業（居場所提供等）はあるが、避難妊婦や支援に際し特段の配慮が必要なケースの利用は難しい。

【方向性】

- ・妊娠から出産、産後の切れ目のない継続的な支援を行うため、母子生活支援施設の入所対象を妊娠中の単身特定妊婦及びこれに準ずる事情にある妊婦に拡大するよう児童福祉法の改正が必要。

5 民間団体との協働の促進、関係機関との緊密な連携

【現状・課題】

- ・民間支援団体との連携・協働の重要性は認識しているが、連携できる民間支援団体が少ない、また、都市部に偏在する等、地域的に偏っている。
- ・若年層を中心に潜在的な困難女性の早期発見や相談拠点を確保するため、民間支援団体との連携は重要だと考えているが、民間支援団体の把握や開拓に苦慮している。
- ・多様な支援ニーズに対応するため、民間団体が運営する居所提供と連携したいところであるが、民間施設の数が少ない地域では連携先の確保が難しい。

【方向性】

- ・民間支援団体との連携・協働事業で成功した事例を全国的に横展開できるよう、国において成功事例集を取りまとめ、全国の地方公共団体へ周知・啓発を図る。
- ・民間団体の運営状況や人員配置、体制等の活動実績など、確認すべき基準について、国として明示していただきたい。
- ・民間団体支援強化・推進事業等を活用して民間団体の掘り起こしが進むよう、基本方針等に明記することにより、各自治体の取り組みを促進する。

6 関係機関との緊密な連携

【現状・課題】

- ・市町村の女性支援やDV被害者支援の窓口となる担当部署が明確でない場合がある。市町村内部で生活保護や児童福祉等の関係部署との調整や連携が不十分な場合、市町村との連携に支障をきたすことが多い。
- ・本人が18歳に達していると、児童相談所の援助が継続していないかぎり、支援は女性支援へと移行するが、一時保護時に、支援方針の検討に必要な情報が、児童相談所から提供されず、支援に苦慮する場合がある。

【方向性】

- ・市町村の窓口となる担当部署を明確にするとともに、市町村内部での調整や連携が円滑に進むよう、支援調整会議の開催も含め、市町村への働きかけを行う。
- ・市町村と女性相談支援センターとの連携強化を進めるとともに、女性支援と児童福祉との切れ目のない支援を行えるよう、横断的支援体系の更なる構築を図る。
- ・児童福祉所管と女性支援事業所管が、個人情報保護の観点を踏まえつつ、必要な情報を共有できる仕組みを、関係所管に通知し、整備していくことが必要。

7 女性相談支援センターの体制確保

【現状・課題】

- ・新法施行後においても、「女性相談支援センター設置要綱」には明確な職員配置基準が示されておらず、女性相談支援センターの職員配置は強化されていない。
- ・女性が抱える課題の多様化・複合化・複雑化に伴う支援ニーズの多様化に対して、女性相談支援センターの組織体制や人員体制が十分でないため、必要な対応が十分にできていない。
- ・女性相談に対する理解や重要度が十分に浸透しているとは言い難く、多様化、複雑化する相談が増えても、組織体制や人員配置は変わっていない。その場の対応に追われ、スキル向上や知識習得の時間を確保するのは難しく、職員の疲弊感が増し、新たな人材を育成できる配置となっていない。
- ・精神疾患や精神障害により困難な問題を抱える相談事例が増えているが、一時保護所には専門職の配置がなく、夜間・休日の医療的対応に不安があり、受入れを躊躇せざるを得ない場合がある。
- ・現行の女性相談支援センターの職員配置及び設備の基準には同伴児への支援の視点が反映されていない。

【方向性】

- ・女性相談支援センター職員の配置基準の創設及び増員を行い、業務量や業務内容に応じた適切な職員配置基準とするとともに、女性相談支援センターや一時保護所の組織・人員体制の強化を図ることができるよう必要な財源を確保する。

（省令、通知に規定することにより、地域格差を是正する。）

- ・職員の専門性向上及び支援の質の確保を図るため、研修、スーパービジョン、人材育成及び困難事例への対応を行うための体制を整備するとともに、職員が継続的に能力開発に取り組める人員配置及び財政措置を講じる
- ・適切な支援体制の確保に向け、夜間を含めた医師・看護師の配置が可能となる人員配置基準の整備、保健師や精神保健福祉士等の専門職の配置の明確化、必要な財源措置が必要。
- ・同伴児を適切に支援するための専門職種（保育士、学習指導員、心理職員等）の配置、専門室（保育室、学習室、心理療法室）や遊び場等の環境整備のための基準の明示と財源確保

8 人材育成

【現状・課題】

- ・精神疾患や精神障害により困難な問題を抱える相談事例が増えるなど、女性相談支援員の専門性や対応力の更なる向上が必要である。女性相談支援員の資質向上に向け、研修や事例検討等を実施しているが、更なる研修体制の充実や女性相談支援員をスーパーバイズできる体制づくりが必要である。
- ・シラバスに基づく研修（主任女性相談支援員・統括女性相談支援員への研修）について、各自治体単独での実施は負担が大きい。
- ・女性支援の分野は他福祉分野と比較し、支援経験者等の人数等が少なく対象者も限定されている。
- ・一時保護所の職員は、様々な困難を抱える入所者に対し、適切に支援を行うための相談援助力とともに、市町村の女性相談支援員等の関係機関と連携しながら支援を進めるための調整能力、自立支援に関する知識などの専門性が求められるが、体系的な育成の仕組みがない。
- ・市町村の女性支援担当課は、従来の経緯から、母子の場合は子育て支援担当課、単身の場合は生活保護担当課、障害のある方は障害福祉課、高齢者は高齢福祉課とする場合や男女共同参画担当課で女性相談を行う等、各市町村の考えによって対応が異なっている。
複雑化した課題や困難な問題を抱える女性から相談を受け、庁内を横断して必要な福祉施策に繋げる必要があるため、女性相談支援員にはスキルと調整能力が必要になるとと思われる。

【方向性】

- ・多様化・複雑化する相談支援ニーズに対し、女性相談支援員がより適切な相談対応ができるよう、専門性の高い実践的な研修を実施するとともに、女性相談支援員に対して的確なスーパーバイズを行える人材の確保・育成を国において推進する。
- ・女性相談支援員養成研修シラバスに基づく体系的な研修の実施。統括女性相談支援員及び主任女性相談支援員については、対象者が限られるとともに、より高度な専門性と実践的な対応能力が求められるため、国や関係機関による演習を実施していただきたい。
- ・現在国で実施しているオンライン（アーカイブ）での研修を更に充実させると共に、演習形式での研

修を全国数か所で実施する等の支援が必要。

- ・多様化・複合化する問題に対応するため、女性相談支援員には、幅広い社会福祉の知識を持ち、多方面との連絡調整のスキルを有していることに加え、被害女性の生きづらさに共感し寄り添える人柄が求められる。女性支援事業の推進にはこの専門性を有する人材の確保が不可欠であるが、研修や講習の受講のみでは培えない難しさがある。資格制度の検討を含めた相談員の資質の向上、安定した相談体制の構築が望まれる。
- ・都道府県女性相談支援センターを人材育成の中核機関として位置付け、市町村女性相談支援員に対する研修、事例検討、助言・スーパーバイズを継続的に実施できる体制を整備する。
- ・単に市町村への女性相談支援員設置義務化を規定するだけでなく、配置の仕方や人材確保・育成についても道筋を示すことが必要。

9 その他

【現状・課題】

- ・女性相談支援センターは配偶者暴力相談支援センターとしての役割を求められているが、特に男性 DV 被害者の支援を行う体制がない現状にある。（例えば、男性 DV 被害者が子どもと一緒に避難する一時保護所は確保できていない。また、女性自立支援施設や母子生活支援施設のような入所施設等もない。）

【方向性】

- ・男性 DV 被害者の相談支援を、女性相談支援センターにおいて女性相談支援と同様に実施することは困難であるため、男性 DV 被害者が相談しやすくなるよう、別組織の相談体制の創設を含め、支援の実施方法についての抜本的な見直し検討が必要である。